

Timee

第9回定時株主総会招集ご通知

株式会社タイミー

証券コード：215A

日時 2026年1月28日(水)

午後2時00分 (受付開始：午後1時00分)

場所 〒104-0061

東京都中央区銀座八丁目21番1号

住友不動産汐留浜離宮ビル

2階 ベルサール汐留

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する

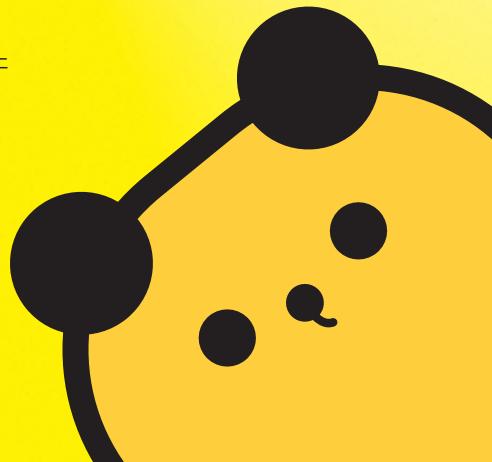
ストックオプション報酬額及び内容決定の件

株主総会ご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。

株主様の専用サイト

「Engagement Portal」ご案内

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



証券コード 215A
2026年1月13日
(電子提供措置の開始日 2026年1月6日)

東京都港区東新橋一丁目5番2号

株式会社タイミー

代表取締役 小川 嶺

株主各位

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第9回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

●当社ウェブサイト

<https://corp.timee.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

●東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし、銘柄名（タイミー）又は証券コード（215A）を入力・検索いただきまして、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、**当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面郵送によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年1月27日（火曜日）午後7時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。**

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年1月28日（水曜日）午後2時00分（受付開始 午後1時00分）
2. 場 所 東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル2階 ベルサール汐留
3. **目的事項 報告事項**
 1. 第9期(2024年11月1日から2025年10月31日まで)事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期(2024年11月1日から2025年10月31日まで)計算書類の内容報告の件
4. **決議事項**
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 取締役の報酬額改定の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

以 上

- ◎当く述べ出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎会場の座席には限りがございますので、満員となりました場合には、ご入場を制限させていただく場合がございます。そのため、極力書面またはインターネットにて議決権行使いただきますようお願い申し上げます。
- ◎当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ◎通信障害等の影響により、オンライン配信や音声の乱れ、または一時中断されるなどの状況が発生する可能性がございます。当社としては、これらの障害によってご出席をされた株主さまが被った不利益に関し、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

インターネットによる
議決権行使の場合



行使期限

2026年1月27日
(火曜日)
午後7時まで

「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、
行使期限までに行使ください。

詳細は次頁をご覧ください

書面(郵送)による
議決権行使の場合



行使期限

2026年1月27日
(火曜日)
午後7時必着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**行使期限までに到着**するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

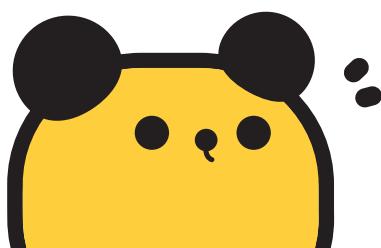
株主総会にご出席
される場合



株主総会日時

2026年1月28日
(水曜日)
午後2時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。(受付開始は午後1時を予定しております。)



同封の議決権行使書を紛失された場合、招集通知7頁記載の【本サイトに関わるお問合せ】にて再発行のご依頼を承ります。

ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問合せをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限 | 2026年1月27日（火曜日）午後7時まで



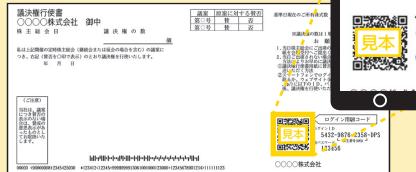
スマートフォンでQRコードを読み取る方法

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、
「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票（右側）



2. 議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 画面の案内に従って各議案の賛否を選択する。



画面の案内に従って
行使完了です

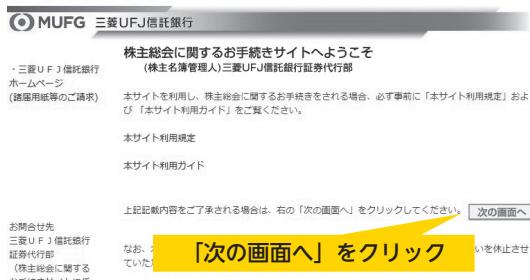
スマートフォンの機種により、QRコードでのログインができない場合があります。
QRコードでのログインができない場合には、次頁のパソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、電磁的方法による議決権行使の方法として、あらかじめお申込みされた場合、株式会社ICJが運営する機関投資家向けの「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

パソコンからログインID・仮パスワードを入力する方法

1.議決権行使ウェブサイトにアクセスする



MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(議題用紙等のご請求)

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

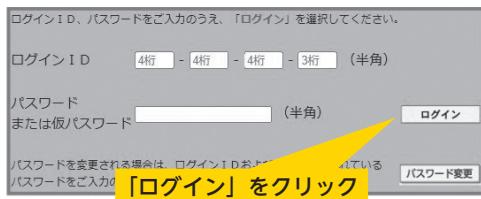
上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。 次の画面へ

お問い合わせ
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
(株主総会に関する
お手続き)

なお、
ていた
いを休止させ

「次の画面へ」をクリック

2.お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4行 - 4行 - 4行 - 3行 (半角)

パスワード
または仮パスワード

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよびパスワードを入力する
パスワードをご入力のうえ、「ログイン」をクリック

ログイン パスワード変更

以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- ※1 インターネットによる議決権行使は、2026年1月27日（火曜日）の午後7時まで受付いたします。
- ※2 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※3 インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※4 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際しての費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

（通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時）

インターネットによるライブ配信及び事前質問受付のご案内

■株主総会オンラインサイト <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>
URLにアクセスしてください。公開期間：本招集通知到着時～2026年1月28日午後6時



■ログイン方法

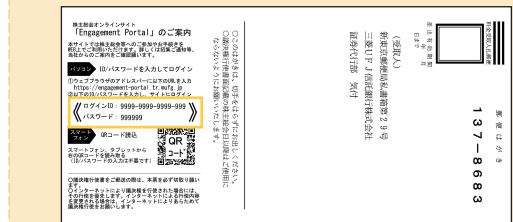
①QRコードの読み取りによりログインする場合

議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。



②ログインID・パスワードによりログインする場合

上記の株主総会オンラインサイトURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載の「ログインID」と「パスワード」を入力してください。
利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。



事前質問について

第9回定時株主総会の目的事項に関するご質問を、株主総会オンラインサイトにてお受けいたします。

■事前質問の方法

- ① ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。



受付期間

2026年1月6日（火曜日）午前5時から2026年1月22日（木曜日）午後7時まで

ご注意事項

- 株主の皆様からの、第9回定時株主総会への事前のご質問を受け付けいたします。株主の皆様の関心の高いと思われる事項につきましては、本株主総会の質疑応答の時間に取り上げさせていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ご質問は原則として、お一人様につき2問までとしたくご協力をお願い申しあげます。
- ご利用いただけたための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

株主総会のライブ配信のご案内

当日の株主総会の模様をご自宅等からご視聴いただけるよう、以下のとおり株主様に限定したライブ配信を実施いたします。

オンライン配信日時

2026年1月28日（水曜日）午後2時から株主総会終了時刻まで

※当日ライブ視聴ページには、開始時刻30分前頃よりアクセスが可能となります。

ご視聴方法

■視聴

- ①ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。
- ②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックし、開始してください。

ご注意事項

- ライブ配信で本株主総会をご視聴いただく場合、会社法上の株主総会への出席とは認められず、当日のご質問や議決権行使はできません。書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願いいたします。
- インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。
- アクセスに際して発生する通信料金等は株主様のご負担となりますのでご了承ください。また、ご使用の端末、インターネット環境により、映像や音声に不具合が生じる場合やご視聴ができない場合がございます。
- ライブ配信の撮影・録音・保存及びSNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りをさせていただきます。
- やむを得ない事情によりライブ配信を実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。

本サイトに関わるお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-676-808 (通話料無料)

受付時間 土日祝日を除く平日9時～午後5時
(ただし、株主総会当日は9時～株主総会終了まで)

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

03-4335-8075

受付日時：1月28日（水曜日）<株主総会当日>
午前9時～株主総会終了まで

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下の通りです。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS ※各最新	Windows	MacOS	iPadOS	iOS	Android
ブラウザ ※各最新	GoogleChrome Microsoft Edge (Chromium)	Safari GoogleChrome	Safari	Safari	GoogleChrome

(上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。)

株主総会参考書類

〔議案及び参考事項〕

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的の変更

当社の事業活動の現状に即し、事業内容をより明確化するとともに、今後の事業内容のさらなる多様化と新規事業への進出に備えるため、事業目的を変更する方針といたしました。これに伴い、条項の繰り下げ等、所要の整理を行います。主な変更部分として、当社の主力事業であるスキマバイトサービスを通じて培ってきたノウハウを活かすために、新たに各種アウトソーシング業務の請負事業等を追加いたします。加えて、当社の各種サービスのユーザーの多様なニーズに対応するため、新たな金融サービスの提供を可能とする銀行代理業及び電子決済等代行業を追加いたします。

(2) 事業年度および配当基準日の変更

当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年としておりますが、現行の決算期では、期初に内部業務が集中し、当社の事業繁忙期（12月）との重複が一部生じていたため、これを解消し、より効率的な業務運営を図ることを目的として、当社の事業年度を毎年5月1日から翌年4月30日までに変更し、また、これに伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>一.インターネットを利用した広告及び各種情報提供サービス並びに市場調査の運営</p> <p>二.企業の広告宣伝、販売促進及びマーケティングに関する企画、制作及びそれらに関するコンサルティング業務の運営</p> <p>三.各種イベントの企画、制作、運営、管理業務の運営</p> <p>四.労働者派遣事業</p> <p>五.有料職業紹介事業</p> <p>(新設)</p> <p>六.飲食店の経営、経営指導、企画立案及びコンサルティング業務</p> <p>七.電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業</p> <p>八.電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、販売、賃貸、運用並びにこれらの代理業</p> <p>九.クレジットカード業</p> <p>十.旅行業</p> <p>十一.清掃業</p> <p>十二.損害保険代理業並びに生命保険及び少額短期保険の募集に関する業務</p> <p>(新設)</p> <p>十三.前各号に附帯する一切の事業</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>一. インターネットを利用した広告及び各種情報提供サービス並びに市場調査の運営</p> <p>二. 企業の広告宣伝、販売促進及びマーケティングに関する企画、制作及びそれらに関するコンサルティング業務の運営</p> <p>三. 各種イベントの企画、制作、運営、管理業務の運営</p> <p>四. 労働者派遣事業</p> <p>五. 有料職業紹介事業及び募集情報等提供事業</p> <p>六. <u>各種のアウトソーシング業務の請負及びコンサルティング業務</u></p> <p>七. 飲食店の経営、経営指導、企画立案及びコンサルティング業務</p> <p>八. 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業</p> <p>九. 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、販売、賃貸、運用並びにこれらの代理業</p> <p>十. クレジットカード業</p> <p>十一. 旅行業</p> <p>十二. 清掃業</p> <p>十三. <u>損害保険代理業並びに生命保険及び少額短期保険の募集に関する業務</u></p> <p>十四. 銀行代理業及び電子決済等代行業</p> <p>十五. 前各号に附帯する一切の事業</p>

現 行 定 款	変 更 案
第7章 計算	第7章 計算
(事業年度) 第41条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年 <u>11月1日</u> から翌年 <u>10月31日</u> までとする。	(事業年度) 第41条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年 <u>5月1日</u> から翌年 <u>4月30日</u> までとする。
(剰余金の配当の基準日) 第42条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 <u>10月31日</u> とする。	(剰余金の配当の基準日) 第42条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 <u>4月30日</u> とする。
(中間配当) 第43条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 <u>4月30日</u> を基準日として中間配当をすることができる。	(中間配当) 第43条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 <u>10月31日</u> を基準日として中間配当をすることができる。
(新設)	(附則) <ol style="list-style-type: none"> 第41条の規定にかかわらず、第10期事業年度は、<u>2025年11月1日</u>から<u>2026年4月30日</u>までの6ヶ月とする。 本附則は、第10期事業年度に関する定時株主総会の終結をもってこれを削除する。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は下記のとおりです。

【参考】候補者一覧

候補者 番号	氏名	当社における現在の 地位及び担当	取締役会 出席状況
1	小川 順	代表取締役	19回／19回 (100%)
2	八木 智昭	取締役	19回／19回 (100%)
3	池田 俊	取締役	13回／13回 (100%)
4	渡邊 一正	取締役	19回／19回 (100%)
5	尾西 祥平	-	-
6	原田 明典	-	-

- (注) 1. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者が会社の役員の地位に基づき行なった行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。各候補者の選任が承認された場合には、当該役員等賠償責任保険の被保険者に含められることとなります。
2. 当社は、渡邊一正氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。同氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。また、尾西祥平氏及び原田明典氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 社外取締役候補者渡邊一正氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって3年4か月であります。

	氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
再任	1 小川 嶺 (おがわ りょう)	代表取締役	19回／ 19回

略歴、当社における地位及び担当

2017年8月 当社設立、代表取締役（現任）
 2020年11月 株式会社Recolle 代表取締役（現任）
 2023年3月 一般社団法人スポットワーク協会 理事（現任）
 2025年6月 株式会社レバンガ北海道 取締役会長（現任）
 2025年9月 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ 理事（現任）

生年月日

1997年4月13日 満28歳

所有する当社の株式数

24,645,000株（注）

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

2017年8月の当社設立以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、タイミングの事業展開をはじめ、当社の企業価値の向上に貢献しています。今後も、同氏がもつ創業者としての理念とリーダーシップにより、当社の更なる成長と企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者と当社の特別の利害関係等

小川嶺氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

（注）小川嶺氏の資産管理会社である株式会社Recolleが保有する株式数も含んでおります。

氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
2 八木 智昭 (やぎ ともあき)	取締役	19回／ 19回

略歴、当社における地位及び担当

2008年4月 株式会社三菱UFJ銀行入行
 2014年10月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社出向
 2015年2月 モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社出向
 2020年3月 株式会社アペルザ入社
 2020年12月 当社入社 執行役員
 2021年4月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

当社に入社して以来、CFOとして金融機関における豊富な経験とファイナンス、コーポレートガバナンス等の分野における高い見識を活かして経営体制の強化をけん引しています。また、コーポレート管掌の役員としてコーポレート部門による事業成長の支援を担っています。取締役会と執行との連携を図ることにより、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者としました。

候補者と当社の特別の利害関係等

八木智昭氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
3 池田 俊 (いけだ しゅん)	取締役	13回／13回 (注)

略歴、当社における地位及び担当

再任

氏名

池田 俊 (いけだ しゅん)

2012年4月 Google合同会社入社

2015年11月 Google LLC入社

2019年12月 株式会社Relight 非常勤取締役 (現任)

2024年4月 当社入社 執行役員

2025年1月 当社取締役 (現任)

生年月日

1989年10月8日 満36歳

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

Google合同会社及びGoogle LLCでの業務経験を通じて、事業のグロースマーケティング・事業戦略推進全般において十分な知識を有しており、また、当社に入社してからは、執行役員として事業戦略、事業管理、事業企画及びプロダクト部門を管掌し、当社取締役就任後は、これらに加えて営業部門も管掌し、事業全体を包括的に牽引してきました。これらの豊富な経験や知見は、当社の持続的な成長と企業価値向上に不可欠であると判断し、取締役候補者としました。

候補者と当社の特別の利害関係等

池田俊氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注) 池田俊氏は、2025年1月28日開催の定期株主総会で新たに選任された新任の取締役であるため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
4 渡邊 一正 (わたなべ かずまさ)	取締役	19回／ 19回

再任 社外 独立

再任 社外 独立

氏名

渡邊 一正 (わたなべ かずまさ)

生年月日

1968年5月23日 満57歳

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当

1991年4月 株式会社リクルート入社
 2006年12月 株式会社Media Shakers 取締役
 　株式会社コネテレ 取締役
 2012年10月 株式会社リクルートキャリア 執行役員
 2013年4月 51JOB, inc. Board Director
 2015年6月 株式会社リクルートホールディングス グローバル執行役員
 2021年4月 Treatwell Limited Chairman
 　Quandoo GmbH Chairman
 　株式会社リクルート 顧問
 2022年7月 株式会社マーブルアーチ設立 代表取締役 (現任)
 2022年9月 株式会社シナモン 社外取締役
 　アソビュー株式会社 社外取締役 (現任)
 　当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

アソビュー株式会社 社外取締役

社外取締役候補とした理由及び期待される役割

人材業界での長期に渡る勤務経験があり、労働人材市場に関して、深い知見を有するとともに、業界でのリスクマネジメントに関する豊富な経験を有しており、当社社外取締役就任後は、これらの高い専門性をもとに、当社の事業運営やコンプライアンス体制に対して、客観的かつ実践的な立場から実効性の高い監督と提言を行ってきました。その見識を当社の健全な成長と企業価値向上に活かすことができるものと判断し、取締役候補者としました。

候補者と当社の特別の利害関係等

渡邊一正氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
5 尾西 祥平 (おにし しょうへい)	-	一回／一回

新任 **社外** **独立**

新任 **社外** **独立**

氏名

尾西 祥平 (おにし しょうへい)

生年月日

1983年9月14日 満42歳

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当

2013年1月 ヤフー株式会社（現 LINEヤフー株式会社）入社
 2015年9月 佐藤総合法律事務所入所
 2018年12月 株式会社SmartHR 社外監査役
 2019年2月 三浦法律事務所 パートナー弁護士
 2019年4月 Wakrak株式会社 社外監査役
 2021年3月 株式会社SmartHR 社外取締役監査等委員（現任）
 2021年6月 ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社 社外取締役（現任）
 2023年5月 株式会社カミナシ 社外監査役（現任）
 2025年4月 OLD NEW THINGS法律事務所 開設（現任）
 2025年5月 モノグサ株式会社 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社SmartHR 社外取締役監査等委員
 ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社 社外取締役
 OLD NEW THINGS法律事務所 弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

コーポレートガバナンス、M&A、危機管理、公共政策などの領域において弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、また、スタートアップ企業における社外役員等の経験も豊富であり、これらの専門性、経験を活かし、独立した客観的な立場から、社外取締役として監督・提言を行う役割を期待し、取締役候補者としました。

候補者と当社の特別の利害関係等

尾西祥平氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
6 原田 明典 (はらだ あきのり)	-	-回／ -回

新任 **社外** **独立**

新任 **社外** **独立**

氏名

原田 明典 (はらだ あきのり)

生年月日

1975年7月8日 満50歳

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当

1998年4月 日本電信電話株式会社（現 NTT株式会社）入社

2005年4月 株式会社NTTドコモ転籍

2010年6月 株式会社ミクシィ（現 株式会社MIXI）代表取締役副社長COO

2018年6月 株式会社ディー・エヌ・エー 取締役

2020年3月 akippa株式会社 社外取締役（現任）

2021年12月 株式会社カウシェ 社外取締役（現任）

2024年4月 株式会社Coalis設立

2025年10月 株式会社Coalis Capital設立 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

akippa株式会社 社外取締役

株式会社カウシェ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

IT分野において新規事業開発や成長戦略を主導するなどの経験を豊富に有しているほか、同分野におけるビジネスの最新動向に精通しており、新規事業に関する深い洞察力及び幅広い人脈を有しております。これらの経験や見識を活かし、独立した客観的な立場から、社外取締役として監督・提言を行う役割を期待し、取締役候補者としました。

候補者と当社の特別の利害関係等

原田明典氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2021年8月28日開催の株主総会において、年額1億円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）と決議いただき現在に至っておりますが、これを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、新たに取締役の報酬限度額を年額3億円以内（うち社外取締役分年額30,000千円以内。また、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）とさせていただきたく、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、経済情勢、当社の事業規模、現行の役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

また、各取締役の具体的な報酬額は、引き続き、上記の限度額内で、任意の指名報酬委員会の答申を経て、取締役会において決定することといたします。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されると、当社の取締役は6名（うち社外取締役3名）となり、本議案の対象となる取締役の員数は6名（うち社外取締役3名）となります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬額は、2021年8月28日開催の株主総会において、年額1億円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）とご承認いただいており、本総会の決議事項第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合には、取締役の報酬額は、年額3億円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）となります。

このたび、上記第3号議案「取締役の報酬額改定の件」の報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等として新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を付与することにつきご承認をお願いするものであります。

本新株予約権は、当社、当社子会社及び当社関連会社を退職した日の翌日から10日以内に限り行使可能となる退職時報酬型の発行を予定しており、それぞれの具体的な内容は後記のとおりであります。

なお、第2号議案が承認されると、社外取締役を除く当社取締役は3名となる予定です。

1. 取締役に対しストックオプションとして新株予約権を付与することを相当とする理由及び算定の基準

【理由】

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、当社取締役が株価上昇による利益及び株価下落による不利益を株主の皆様と共有し、当社グループの業績向上及び株価上昇への貢献意欲を高めることができると考えています。当社取締役の意欲向上による当社グループ全体の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、当社取締役を対象とする退職時報酬型のストックオプション制度を実施しようとするものです。

【算定の基準】

当社取締役（社外取締役を除く）の報酬等として付与する本新株予約権の額は、本新株予約権の割当日において算定した本新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てる本新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとします。本新株予約権1個当たりの公正価額とは、本新株予約権の割当日の株価及び本新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとします。

2. 退職時報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当てる受ける者

当社取締役（社外取締役を除く）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、各事業年度において100,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、100,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的である株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行の日（以下、「発行日」という。）から40年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件等

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権行使できるものとする。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保険拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式に充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以上

＜選任後の取締役会の構成とスキル・マトリックス＞

氏名	当社における地位及び担当	1. 企業経営	2. 事業創造・グロース	3. 営業・マーケティング	4. プロダクト・テクノロジー	5. 人的資本・組織文化醸成	6. ファイナンス・会計	7. 法務・リスク管理	8. M&A・投資
小川嶺	代表取締役	○	○	○	-	○	-	-	-
八木智昭	取締役	○	-	○	-	○	○	○	○
池田俊	取締役	○	○	○	○	○	-	-	-
渡邊一正	取締役	○	○	○	-	-	-	-	○
尾西祥平	取締役	-	-	-	-	-	-	○	○
原田明典	取締役	○	○	-	○	-	-	-	○
川崎聖子	常勤監査役	-	-	-	-	○	○	○	○
池松邦彦	監査役	○	-	○	-	○	-	○	○
深野竜矢	監査役	○	-	-	-	-	○	○	○

なお、上表は、各候補者の役割に照らして特に発揮が期待される専門性・経験を記載しており、各候補者が保有するすべての知見・経験を表すものではありません。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、個人消費等の一部において足踏みが残るもの、雇用及び所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により緩やかな景気の回復が見られる一方で、不安定な国際情勢、円安や物価上昇に加え、金融政策による金利上昇などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

労働市場においては、政府が主導する「年収の壁」への対応策が進められており、持続的な所得向上への期待が高まっているほか、各都道府県における地域別最低賃金の改定が行われ、全国平均は昨年度から66円増加の1,121円となっており、最低賃金が上昇しております。加えて、人口減少や少子高齢化に伴い社会全体での人手不足が恒常化する中、企業の外部人材の受け入れや多様な働き方へのニーズが広がり、新しい「働き方」を提供する当社グループへの需要は今後更に拡大していくものと考えております。

このような我が国の社会・経済環境のもと、当社グループを取り巻く市場環境としては、深刻な人手不足を背景に、マッチング事業として人材流動化を促進し、物流業や小売業を中心とした登録クライアント事業所数及びアクティブラーカウント数（注1）が引き続き増加しているほか、広告媒体ごとの広告市況や顧客の反応、CPI（注2）を随時モニタリングしながらマーケティング効率の向上に努めており、主にワーカー向けのデジタル広告によるマーケティング活動により、登録ワーカー数においても大幅に増加しております。また、当連結会計年度における稼働率（注3）は86.1%と引き続き高水準を維持しており、これは、コアワーカー（注4）の拡大により安定した稼働を実現できたことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度において登録ワーカー数は1,274万人を超える、また、登録クライアント事業所数は41.7万拠点を超えて、流通総額（注5）は117,202百万円となりました。

また、当連結会計年度における売上高は34,289,287千円、営業利益は6,747,465千円、経常利益は6,670,474千円、親会社株主に帰属する当期純利益は5,310,231千円となりました。

なお、当社グループは「タイミー」事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注1）月に少なくとも1つの求人情報を掲載した登録クライアント事業所数

（注2）Cost Per Installの略であり、新規ワーカーの一人あたり獲得コスト

（注3）2025年10月期の稼働人数を募集人数で除して算出

（注4）ひと月あたり8回以上就業する既存ワーカー

（注5）ワーカーに支払う賃金報酬等の合計額

2. 資金調達等についての状況

① 資金調達

資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行9行との間で当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における借入実行残高は11,100,000千円となっております。

また、ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使により、総額143,073千円の資金調達を行っております。

② 設備投資

当連結会計年度の設備投資の総額は564,659千円であり、主にオフィス移転によるものであります。また、当連結会計年度における重要な設備の除却又は売却はありません。

③ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、2025年8月29日をもって、スキマワークス株式会社の発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

3. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

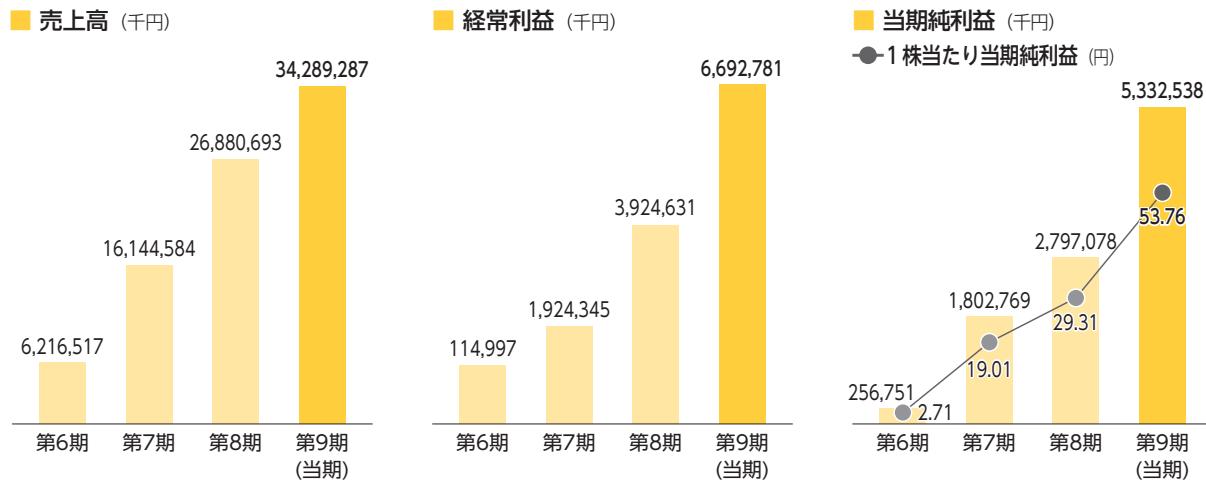
区分	第6期 自2021年11月1日 至2022年10月31日	第7期 自2022年11月1日 至2023年10月31日	第8期 自2023年11月1日 至2024年10月31日	第9期 自2024年11月1日 至2025年10月31日
売上高 (千円)	—	—	—	34,289,287
営業利益 (千円)	—	—	—	6,747,465
経常利益 (千円)	—	—	—	6,670,474
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	—	5,310,231
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	53.53
純資産 (千円)	—	—	—	14,540,647
総資産 (千円)	—	—	—	33,609,174

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第8期以前の数値については記載していません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第6期 自2021年11月1日 至2022年10月31日	第7期 自2022年11月1日 至2023年10月31日	第8期 自2023年11月1日 至2024年10月31日	第9期 自2024年11月1日 至2025年10月31日
売 上 高 (千円)	6,216,517	16,144,584	26,880,693	34,289,287
営 業 利 益 (千円)	122,719	1,957,637	4,247,676	6,769,772
経 常 利 益 (千円)	114,997	1,924,345	3,924,631	6,692,781
当 期 純 利 益 (千円)	256,751	1,802,769	2,797,078	5,332,538
1 株当たり当期純利益 (円)	2.71	19.01	29.31	53.76
純 資 産 (千円)	4,390,717	6,201,964	9,095,992	14,562,954
総 資 産 (千円)	8,789,931	17,800,156	26,575,010	33,445,562

(注) 当社は、2024年3月31日付で普通株式1株につき普通株式3,000株の割合で株式分割を行っております。
第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。



4. 対処すべき課題

当社グループが、更なる事業拡大のために対処すべき課題は、以下のとおりであると認識しております。

①サービスの健全性強化

当社グループが、プラットフォームの安全性を維持・強化していくためには、サービスの不正利用を防止し、より一層安心安全にスポットワークのマッチングサービスをご利用いただける環境を整えることが重要な課題であると考えております。当連結会計年度においてはサービスの不正利用対策を強化するため、既存クライアントの実態調査の再実施及び新規クライアントの「タイミー」利用開始に際しての公的書類提出の必須化、クライアントの求人原稿をプラットフォームに掲載前に全件チェックする体制の構築を行いましたが、これらを基盤としてサービスの成長ステージに合わせた運用を行い、引き続きプラットフォームの健全性の維持・強化を図ってまいります。

②開発力・技術力の強化

競争力のあるアプリケーションを提供していくためには、新たな情報技術やサービスをタイムリーに採用し、常に新しいアプリケーションを創造し続けていくことが重要な課題であると考えております。そのために、労働環境の変化や「タイミー」サービス利用者の要望を効率よく吸収し、質の高いアプリケーションを提供してまいります。

③優秀な人材の確保

事業の継続的な成長を実現するためには、優秀な人材を採用すると同時に、全従業員が経営方針を理解して、強い企業文化を醸成していくことが重要であると考えております。スタートアップにおける採用市場は、近年逼迫しておりますが、リファラル採用の推奨や採用イベントの積極的な登壇等の多様な採用チャネルを活用し、優秀な人材を獲得してまいります。

④内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社グループが効率的に事業拡大できる体制の確立に向けて、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を重要な課題として認識しております。これまでも体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って人的補充を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンスの充実などを行っていく方針であります。

⑤業務の効率化による生産性向上

事業規模の拡大に備えた増員は、一方で人件費等のコストアップに繋がり当社グループの利益圧迫要因となります。当社グループは、全業務のプロセスの継続的な見直しを行い、無駄を削減し業務の効率化を図ってまいります。また、基幹システムを中心にシステム投資を強化し、インフラ面を改善するとともに業務の省力化による生産性向上を図ってまいります。

⑥業務基幹システムの維持・強化

当社グループの業務は、クライアントを個別にかつ的確に管理し、必要な時に迅速に売上情報等の把握ができることが業務遂行上重要であり、その管理の根幹をなす自社開発の基幹システムを安定的に稼働させることが経営戦略上非常に重要な課題であります。昨今の事業拡大、事業の継続的発展に伴い、当該システムに対する負荷は比例的に増大しますので、機能の拡充を継続的に実施していく方針であります。

⑦規律ある投資の実行

従来からテレビコマーシャルやデジタル広告を活用した認知度向上及び顧客拡大のための広告宣伝や、当社サービスを拡大していくための開発人員等の採用など、積極的に投資を行ってまいりました。今後も高い成長率を持続していくために継続的に投資を行っていく方針ですが、費用対効果を考慮するのみならず、営業損益の水準を鑑みたコストコントロールを行い、規律ある投資を実行してまいります。

⑧財務基盤の強化

当社グループは、ワーカーに対して、勤務終了後に賃金報酬等の立替払いを行うため、当該立替を行うための手許資金の流動性の確保が重要であると認識しております。2025年10月末時点において9つの金融機関との間で総額33,000百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しており、借入による資金調達も可能であることから、優先的に対処すべき財務上の課題はないと考えておりますが、今後の事業拡大に備えて、更なる内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの改善等により財務基盤の強化を図ってまいります。

5. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
スキマワークス株式会社	174,999千円	100%	アウトソーシング事業

6. 主要な事業内容

事業内容	主な商品
「タイミー」事業	クライアントとワーカーのジョブマッチングを実施する スキマバイトサービス

7. 主要な営業所及び使用人の状況（2025年10月31日現在）

1. 主要な営業所

- 本社 : 東京都港区
関西支社 : 大阪府大阪市北区
九州支社 : 福岡県福岡市中央区
東海支社 : 愛知県名古屋市中区
東北支社 : 宮城県仙台市宮城野区
中四国支社 : 広島県広島市中区
北海道支社 : 北海道札幌市中央区
北信越支社 : 長野県長野市

2. 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,268名	-

- (注) 1. 従業員数には、アルバイト・パートタイマー等の臨時雇用者は含んでおりません。
2. 第9期より連結計算書類を作成しております。そのため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,240名 (354名)	+236名	31.5歳	2.03年

- (注) 従業員数は就業員数であり、社外から当社への出向者を含み、アルバイト・パートタイマー等の臨時雇用者は含まれておりません。アルバイト・パートタイマー等の臨時雇用者の人員数を () 外数で記載しております。

8. 主要な借入先及び借入額 (2025年10月31日現在)

借入先					借入残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行					3,700,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行					3,700,000千円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行					3,700,000千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫					765,100千円
合 計					11,865,100千円

2 株式に関する事項

1. 株主の状況（2025年10月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 379,956,000株
- ② 発行済株式の総数 100,314,000株
- ③ 株主数 54,842名
- ④ 大株主（上位10名を記載）

株主名	持株数	持株比率
小川 嶺	21,030,000株	20.96%
INTERACTIVE BROKERS LLC	3,746,300株	3.73%
株式会社Recolle	3,615,000株	3.60%
株式会社MIXI	3,124,300株	3.11%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	2,845,700株	2.84%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,395,240株	2.39%
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PA ID SEG ACCOUNT	2,324,400株	2.32%
UBS AG HONG KONG	2,000,000株	1.99%
株式会社サイバーエージェント	1,959,900株	1.95%
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,866,800株	1.86%

2. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2025年10月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	小川嶺	
取締役	八木智昭	
取締役	池田俊	
取締役	渡辺雅之	株式会社Foodcode 取締役 Streamhub Ltd. 社外取締役
取締役	渡邊一正	アソビュー株式会社 社外取締役
常勤監査役	川崎聖子	スマートニュース株式会社 非常勤監査役
非常勤監査役	池松邦彦	
非常勤監査役	深野竜矢	ZeLo FAS 株式会社 代表取締役 税理士法人ZeLo 代表社員 WAmazing 株式会社 監査役 株式会社CINC 非常勤監査役

- (注) 1. 取締役渡辺雅之氏、渡邊一正氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役川崎聖子氏、池松邦彦氏、深野竜矢氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役渡辺雅之氏および渡邊一正氏、監査役川崎聖子氏、池松邦彦氏および深野竜矢氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役川崎聖子氏は、米国公認会計士の資格を有しているため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役深野竜矢氏は公認会計士の資格を有しているため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役渡辺雅之氏、渡邊一正氏、監査役川崎聖子氏、池松邦彦氏、深野竜矢氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める額となります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行なった行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことにより起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行なった行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事項があります。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬の限度額は、2021年8月28日開催の株主総会の決議により年額1億円以内（決議時点の取締役の員数は4名。ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）と決定しております。その限度額内で、各人の報酬は任意の指名報酬委員会の答申を得たうえで取締役会で決定することとしております。

監査役の報酬の限度額は、2021年1月28日開催の株主総会の決議により年額2,000万円以内（決議時点の監査役の員数は3名。）と決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬額の決定については、2024年12月に任意の指名報酬委員会を設置したことにより、株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で、任意の指名報酬委員会の答申を得たうえで取締役会で決定しております。

監査役については、監査役の協議にて決定しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給 人数	報酬等の種類別の額（千円）			計 (千円)	摘要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	85,493 (14,333)	— (—)	— (—)	85,493 (14,333)	
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	17,160 (17,160)	— (—)	— (—)	17,160 (17,160)	

3. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役である渡辺雅之氏は、株式会社Foodcode取締役、Streamhub Ltd. 社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役である渡邊一正氏は、アソビュー株式会社社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取 締 役	渡辺 雅之	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。国内外におけるIT企業の起業・経営経験の他、中長期的な戦略立案や事業のグローバル展開に関する豊富な経験も有しております、これらの専門性、経験、見識を活かし、社外取締役として監督・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。
取 締 役	渡邊 一正	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。人材業界での長期に渡る勤務経験があり、労働人材市場に関して、深い知見を有するとともに、業界でのリスクマネジメントに関する豊富な経験を有しております、これらの専門性、経験、見識を活かし、社外取締役として監督・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。
常 勤 監 査 役	川崎 聖子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。米国公認会計士の資格を有しております、長年にわたる金融サービス業界及びグローバル資本市場における豊富な知識・経験を有していることから、客観的かつ中立の立場で監査・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。
非常勤監査役	池松 邦彦	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。長年にわたる人材業界でのマネジメントに関する豊富な知識・経験を有していることから、客観的かつ中立の立場で監査・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。
非常勤監査役	深野 竜矢	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。公認会計士の資格を有しております、監査法人での監査業務等の経験のほか、スタートアップ業界における財務、会計、マネジメントに関する豊富な知識・経験を有していることから、客観的かつ中立の立場で監査・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。

※ 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,528,858	流動負債	18,399,561
現金及び預金	14,225,097	短期借入金	11,110,000
売掛金	3,859,914	1年内返済予定の長期借入金	142,788
未収入金	1,304	未払金	2,656,927
立替金	11,845,463	未払費用	2,136,573
前払費用	652,529	前受金	17,680
貸倒引当金	△55,451	預り金	121,745
固定資産	3,080,316	賞与引当金	1,056
有形固定資産	796,550	役員賞与引当金	23,058
建物附属設備	557,322	未払法人税等	1,487,268
建物附属設備減価償却累計額	△102,234	未払消費税等	701,443
工具、器具及び備品	626,565	返金負債	1,020
工具、器具及び備品減価償却累計額	△381,916	固定負債	668,966
車両運搬具	6,588	長期借入金	668,966
車両運搬具減価償却累計額	△1,008	負債合計	19,068,527
建設仮勘定	91,234	(純資産の部)	
無形固定資産	345,283	株主資本	14,533,458
のれん	345,283	資本金	221,741
投資その他の資産	1,938,482	資本剰余金	7,098,534
投資有価証券	369,628	利益剰余金	7,213,182
出資金	25	その他の包括利益累計額	△13,980
差入保証金	567,377	その他有価証券評価差額金	△13,980
長期前払費用	97,103	新株予約権	21,169
繰延税金資産	904,347	純資産合計	14,540,647
資産合計	33,609,174	負債純資産合計	33,609,174

連結損益計算書

(自 2024年11月1日)
(至 2025年10月31日)

(単位:千円)

科目	金額
売上高	34,289,287
売上原価	1,912,702
売上総利益	32,376,585
販売費及び一般管理費	25,629,120
営業利益	6,747,465
営業外収益	
受取利息	10,994
ポイント収入額	17,438
固定資産売却益	1,015
雑収入	8,116
	37,565
営業外費用	
支払利息	113,796
固定資産除却損	284
雑損失	475
	114,555
経常利益	6,670,474
特別損失	
リース解約損	16,601
	16,601
税金等調整前当期純利益	6,653,873
法人税、住民税及び事業税	1,984,440
法人税等調整額	△640,799
	1,343,641
当期純利益	5,310,231
親会社株主に帰属する当期純利益	5,310,231

計算書類

貸 借 対 照 表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,250,547	流動負債	18,257,428
現金及び預金	14,018,803	短期借入金	11,100,000
売掛金	3,769,650	1年内返済予定の長期借入金	139,920
未収入金	1,899	未払金	2,641,039
立替金	11,868,873	未払費用	2,090,707
前払費用	646,772	前受金	17,680
貸倒引当金	△55,451	預り金	118,966
固定資産	3,195,015	未払法人税等	1,483,633
有形固定資産	796,244	未払消費税等	664,460
建物附属設備	557,322	返金負債	1,020
建物附属設備減価償却累計額	△102,234	固定負債	625,180
工具、器具及び備品	625,424	長期借入金	625,180
工具、器具及び備品減価償却累計額	△381,081	負債合計	18,882,608
車両運搬具	6,588	(純資産の部)	
車両運搬具減価償却累計額	△1,008	株主資本	14,555,765
建設仮勘定	91,234	資本金	221,741
投資その他の資産	2,398,770	資本剰余金	7,098,534
投資有価証券	369,628	資本準備金	3,660,138
関係会社株式	473,144	その他資本剰余金	3,438,396
出資金	10	利益剰余金	7,235,489
差入保証金	554,987	その他利益剰余金	7,235,489
長期前払費用	96,651	繰越利益剰余金	7,235,489
繰延税金資産	904,347	評価・換算差額等	△13,980
資産合計	33,445,562	その他有価証券評価差額金	△13,980
		新株予約権	21,169
		純資産合計	14,562,954
		負債純資産合計	33,445,562

損 益 計 算 書

(自 2024年11月1日)
(至 2025年10月31日)

(単位: 千円)

科目	金額
売上高	34,289,287
売上原価	1,912,702
売上総利益	32,376,585
販売費及び一般管理費	25,606,813
営業利益	6,769,772
営業外収益	
受取利息	10,994
ポイント収入額	17,438
固定資産売却益	1,015
雑収入	8,116
	37,565
営業外費用	
支払利息	113,796
固定資産除却損	284
雑損失	475
	114,555
経常利益	6,692,781
特別損失	
リース解約損	16,601
	16,601
税引前当期純利益	6,676,180
法人税、住民税及び事業税	1,984,440
法人税等調整額	△640,799
当期純利益	1,343,641
	5,332,538

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年12月18日

株式会社タイミー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 工藤雄一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有倉大輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タイミーの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タイミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年12月18日

株式会社タイミー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 工藤雄一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有倉大輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タイミーの2024年11月1日から2025年10月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及びその他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

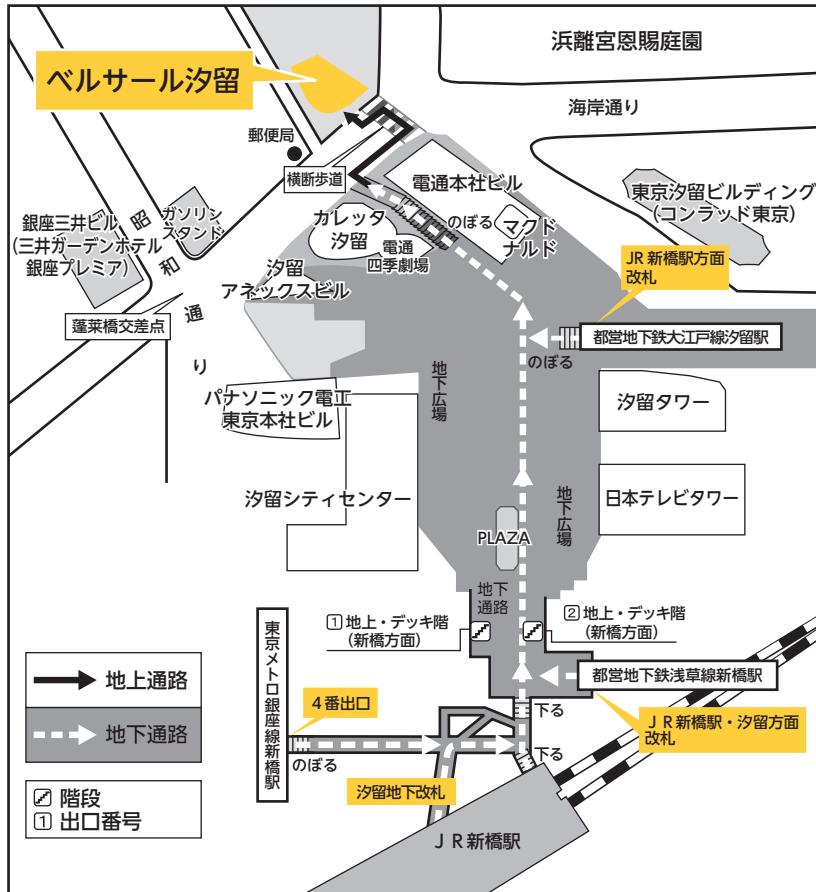
2025年12月19日

株式会社タイミー 監査役会
常勤監査役 川崎 聖子
社外監査役 池松 邦彦
社外監査役 深野 竜矢

株主総会会場ご案内図

会場

住友不動産汐留浜離宮ビル 2階 ベルサール汐留
東京都中央区銀座八丁目21番1号



交通のご案内

〈JR新橋駅〉

「汐留地下改札」より徒歩10分

〈東京メトロ銀座線新橋駅〉

「4番出口」より徒歩10分

※上記は「地下通路」のご案内図です。

各路線改札口より地下通路をお通りください。

会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、
公共の交通機関をご利用ください。

〈都営地下鉄浅草線新橋駅〉

「JR新橋駅・汐留方面改札」より徒歩10分

〈都営地下鉄大江戸線汐留駅〉

「JR新橋駅方面改札」より徒歩8分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。